

==== 公布された条例のあらまし ====

◇地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の設定について

1 条例の新設理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

改正する条例	改正の内容
ア 鳥取県行政財産使用料条例	行政財産の使用の根拠規定について、条例中引用している地方自治法の根拠条項を改める。
イ 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例	(ア) 県吏員等の定義について、条例中引用している地方自治法の根拠条項を改める。 (イ) その他所要の規定の整備を行う。
ウ 鳥取県税条例	条例中「県吏員」を「県職員」に改める。
エ 鳥取県統計調査条例	条例中「吏員」を「職員」に改める。
オ 鳥取県准看護師試験委員会条例	条例中「吏員」を「職員」に改める。
カ 鳥取県結核診査協議会条例	条例中「関係吏員」を「関係職員」に改める。
キ 鳥取県クリーニング師試験委員条例	条例中「吏員」を「職員」に改める。
ク 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例	条例中「吏員」を「職員」に改める。
ケ 副出納長設置及び定数条例	副出納長の設置及び定数の根拠規定について、条例中引用している地方自治法の根拠条項を改める。

(2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

租税特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 租税特別措置法の規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定に関する事務に係る手数料等について定めた規定中、当該手数料を徴収する事務の根拠となる租税特別措置法の条項を改める。

(2) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の規定に基づく衛生検査所の登録に関する事務に係る手数料等について定めた規定中、当該手数料を徴収する事務の根拠となる法律の題名を改める。

(3) 租税特別措置法施行令の規定に基づく特定の住宅用地の譲渡に該当することの認定に関する事務に係る手数料等について定めた規定中、当該手数料を徴収する事務の根拠となる租税特別措置法施行令の条項を改める。

(4) 施行期日は、公布の日とする。

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をする必要がある。

2 条例の概要

(1) 「精神病院」という用語を「精神科病院」という用語に改める。

(2) 施行期日は、平成18年12月23日とする。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

土地区画整理法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 公募の例外について定めた規定中、当該例外の根拠となる土地区画整理法の条項を改める。
- (2) 入居者の選考について定めた規定中、当該選考の根拠となる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の条項を改める。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県警察職員顕彰条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地方公務員災害補償法の一部が改正され、障害の等級について所要の改正が行われた。
- (2) (1)に伴い、障害等級の根拠となる条項を改める等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 顕彰金の額について定めた規定中、障害等級の区分並びにその障害等級及び金額の決定に係る根拠となる法の条項を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。